

令和4年8月31日

試験当日に試験が実施できない場合の受検料の取扱いについて

(事務連絡)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

「介護技能実習評価試験」の運営に際しましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

介護技能実習評価試験では、監理団体又は実習実施者の「調整担当者」と「調整窓口担当者（試験評価者側）」との間で試験日を調整し確定することとしています。また、試験日が確定した後に何らかの事由により試験日を再調整する場合においても、事前に試験実施機関に連絡いただいた上で、再度双方で調整して試験日を確定し、調整窓口担当者から試験実施機関に報告いただくこととしています。

しかしながら、近年、試験を実施するための関係書類や試験キット等の送付が完了し、試験日当日を迎えた状況下において、試験が実施できなかったという事例が発生しております。

このような事例につきましては、これまで発生件数が少なかったことやそれぞれの状況が異なることから、個別に対応させていただいておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の影響に伴う試験日の変更や、今後の上級試験の開始等に伴う試験数の増加を見込み、こうした場合の取扱いについて別紙のとおり整理いたしましたので、ご案内申し上げます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

一般社団法人シルバーサービス振興会

介護技能実習評価試験 事務局

TEL : 03-3862-8063 FAX : 03-3862-8065

e-mail : kaigointernship@espa.or.jp

【試験当日に試験が実施できない場合】

1. 受検者側に起因しない原因

試験評価者側および試験実施機関の都合による原因

⇒試験日を再調整、受検料の再請求なし

例：試験評価者が何かしらのアクシデント(事故等)によって試験実施場所に到着できなかった場合

2. 受検者側に起因する原因

受検者側の都合による原因

① 試験評価者が試験実施場所へ移動前に判明

⇒試験日を再調整、受検料の再請求なし

例：試験評価者が試験実施場所へ赴く前に所属事業所に連絡が取れて移動を開始しなかった場合

② 試験評価者が試験実施場所へ移動後に判明

⇒試験日を再調整、受検料を再請求する可能性あり

例：試験評価者に連絡がつかず試験実施場所へ移動を開始した場合

3. その他に起因する原因

受検者側、試験評価者側、試験実施機関の都合による原因ではない

⇒試験日を再調整、受検料の再請求なし

例：自然災害や公共交通機関の運休等

試験が実施できなかった場合の受検料の取扱いについては、上記のようになります。

いずれの場合においても、関係者へ詳細を確認の上、試験実施機関が受検料の再請求等を判断します。

そのため、いずれの場合も設定した試験日に試験が実施できないことが判明した時点で、受検者側より試験評価者側と試験実施機関に必ず報告してください。試験日が月曜日や祝日明け等の場合、試験実施機関と電話連絡がとれないことも想定されますが、その場合はメール等の手段で報告してください。

なお、2.受検者側に起因する原因の②に示す、試験評価者が試験実施場所へ移動を開始した後に、受検者側の都合で試験が実施できなくなった場合は、一旦試験が成立したものとみなし受検料と交通費を再請求する場合がございますのでご注意ください。

以上